

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外

被告 長崎県外1名

2018（平成30）年9月10日

## 原告ら第10準備書面

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄  
外

### 第1 本書面について

1 本件訴訟で何度も言及しているように、本件と実質的に基礎を同じとする別訴（長崎地方裁判所平成27年（行ウ）第4号石木ダム事業認定処分取消請求事件）が審理されていたが、その別訴について、平成30年7月9日に判決が言い渡された。

内容については、すでに書証で提出した判決書のとおりであるが、別訴原告（その大部分は、本件訴訟の原告らでもある）の請求を棄却した。

2 別訴については、即座に控訴を申し立て、控訴理由書を提出し、別訴判決の問題点を指摘している。

3 別訴判決の誤った事実認定及び評価は、本件でも、争点となっている。特に「佐世保市の利水の必要性」はほぼ重なる。

4 そこで、原告ら第10準備書面として、別訴控訴理由書を援用して提出（陳述）する。「利水の必要性」について、別訴判決は明白な誤りをしていると本件訴訟原

告らは考えているので、貴庁に置かれては同じ誤りを犯さないように慎重に精査  
いただきたい。特に「保有水源」の論点について、別訴判決は論理が破綻してい  
るし、審理不十分だと考えているので、慎重にご検討をお願いしたい。

- 5 また、援用している別訴控訴趣意書で、別訴被控訴人に対して釈明を求めたり、  
資料の提出を求めたりしている(基本的に太字ゴシック体としている)が、これは  
本件訴訟被告への要求でもある。

証人尋問をする前に、これらについて明確にしたり、資料を提出したりしてい  
ただく必要があるので、被告において、迅速にご対応願いたい。

- 6 なお、引用している別訴控訴趣意書の当事者の記載は、本件訴訟に合わせて適  
宜読み替えていただきたい。書証についても、すでに提出している対照表のお  
りである(未提出のものがあれば、早急に提出する)。

以上